

審 査 基 準

令和6年9月2日作成

法 令 名	確認事務の委託の手続等に関する規則
根 拠 条 例	第13条第1項
処 分 の 概 要	駐車監視員資格者証の書換え交付
原権者（委託先）	公安委員会
法 令 の 定 め	駐車監視員資格者証の交付を受けた者は、当該駐車監視員資格者証の記載事項に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した書換え交付申請書及び当該駐車監視員資格者証を、当該駐車監視員資格者証を交付した公安委員会に提出して、その書換え交付を申請しなければならない。この場合において、当該公安委員会は、当該書換え交付に係る駐車監視員資格者証の記載事項について、その事実を確認するに足る資料の提示又は提出を求めることができる。 1 本籍、住所、氏名及び生年月日 2 駐車監視員資格者証の番号及び交付年月日 3 書換え交付を申請する事由
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	14日以内
申 請 先	警察本部交通部交通指導課
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	